

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

住 所 青森県青森市大字大谷字小谷1番5号

事業者名 青森空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 林 哲夫  
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が管理する青森空港旅客ターミナルビルは、令和元年度（2019年度）に空港利用者の利便性及びサービス向上のための機能拡充を図ることを目的にリニューアル増改修工事を行ったものであるが、当該工事の工期延伸の影響により、一部バリアフリー整備が困難であったことから、令和2年度（2020年度）までに、これらの工事を完了させ移動等円滑化基準等の規定を達成させる。また旅客搭乗橋（PBB）を更新する際は、順次バリアフリー対応（段差のない搭乗橋）とする。今後も移動円滑化基準、法改正等に適宜対応していくことともに、より高い水準のバリアフリー化を目指した取り組みを行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
誘導ブロック、点字案内表示等	令和元年度に実施したリニューアル増改修工事の延伸の影響により、一部着工が延期となっている視覚障害者誘導用ブロック、点字案内表示等の改修を速やかに実施する。(2020年度)
国内線共用エリアトイレ改修	国内線共用エリアの1カ所のトイレについて、オストメイト設備を有した多機能トイレとし、バリアフリー化を図る。(2020年度)
旅客搭乗橋（PBB）	今年度整備する国際線用PBBについて、バリアフリー対応PBBの導入する。(2020年度)また、その他のPBBについては、更新時に順次バリアフリー対応PBBを導入する。

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
民間資格を有する職員の増員	インフォメーションカウンターに、高齢者、障害者等の接遇に関する民間資格「サービス介助士」の資格を有する職員を配置しているが、さらに資格取得を進め、より案内や誘導等の人的なサービス向上を図っていく。(2020年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
点字案内表示等のリニューアル	視覚障害者の方にも分かりやすい点字案内表示を館内案内板に設置する。(2020年度)
インフォメーションセンターでの情報提供	インフォメーションセンターにおいて、聴覚障害者の方にも対応できるよう筆談ボードを設置し対応を行う。(2020年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
介助サービスに関する教育	「サービス介助士」の資格取得者による他のスタッフへの指導を行うとともに、接遇サービスの維持向上を図る。

### Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

お客様、航空会社、空港内事業者などから寄せられた意見を集約、共有するとともに、現状の問題点等を検討する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。